

高知県文化遺産総合活用推進委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高知県文化遺産総合活用推進委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、高知県内の文化遺産を総合的に活用し、地域の活性化に資するための取組を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事業計画の策定・実施に関する事項
- (2) 事業の広報及びPR活動に関する事項
- (3) 関係団体等との調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事項

第2章 組織等

(構成)

第4条 委員会は、第2条の目的に賛同する団体及び企業をもって構成し、当該団体及び企業の役員等を委員とする。

2 前項の委員は、高知県文化生活スポーツ部長が委嘱する。

3 第1項の委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、高知県文化生活スポーツ部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(役員職務及び任期)

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の事業及び会計を監査する。

4 役員任期は5年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議等

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長を除く各委員は、代理の者を出席させることができる。

3 会長を除く各委員は、代理の者を出席させることができない場合は、委任状をもって会長を除く他の出席委員に権限を委任することができる。

(議決事項)

第8条 委員会の会議は、次の事項を審査し、決定する。

(1) 委員会会則の改廃

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) その他の重要事項

(議決)

第9条 委員会の会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の承認を得ることにより、会議の議決に代えることができる。

3 前項に規定する議決については、第1項の規定を準用する。この場合において、第1項中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(専決処分)

第10条 会長は、委員会の会議を招集するいとまのない場合には、委員会の会議の議決事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは委員会に次条に定めるアドバイザー等の出席を求めることができる。

(アドバイザー)

第12条 会長は、特に必要があるときは、アドバイザーを置くことができ、会議等への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 委員会の事務を処理するため、高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課に事務局を置く。

2 事務局長は高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課長をもって充て、事務局次長は同課課長補佐のうちから事務局長が指定する職にある者をもって充てる。

第6章 経費及び会計年度並びに事務管理等

(経費)

第14条 委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計の整理のために、翌年度の4月1日から5月31日までの間を出納整理期間とする。

(予算)

第16条 委員会の全ての収入及び支出は、予算に計上しなければならない。

2 収支予算は、会計年度ごとに事務局が編成し、委員会に提出してその承認を受けなければならない。

(決算)

第17条 決算は、会計年度の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

2 決算は、会計年度終了後、事務局において調整し、監事の会計監査を経て、委員会の承認を受けなければならない。

(事務管理等)

第18条 委員会における事務管理等に関しては、別に定める事務管理規程及び事務決裁規程に基づいて実施する。

第7章 解散その他

(解散)

第19条 委員会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この会則は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年5月8日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に委嘱又は指名されている委員又は役員は、改正後の会則第4条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、任期の終期を令和10年3月31日までとして委嘱又は指名されたものとみなす。